

丘の公園の収益最大化に向けた調査検討業務委託事業者募集要項

1 業務の概要

- (1) 業務名 丘の公園の収益最大化に向けた調査検討業務委託
- (2) 業務の目的

山梨県企業局が地域振興事業として運営する丘の公園は、昭和61年の開業以来、八ヶ岳南麓地域の中核的観光施設として地域経済を支える重要な拠点となってきたが、一方で、施設利用者の減少、施設の老朽化、巨額の借入金の返済など、極めて厳しい状況にある。

このため、令和5年度から新たに開始する指定管理にあたり、新たな付加価値の創出や地域内施設との連携等により資産価値を最大化し、高い収益性を実現できるよう施設のあり方について調査・検討を行い、同地域の活性化と地域振興事業の収益的収支の黒字の継続を図る。

- (3) 業務内容、仕様書

別紙「丘の公園の収益最大化に向けた調査検討業務委託仕様書」のとおり。

2 履行期間

契約締結の日から令和4年3月15日（火）まで

3 委託費の上限額

17,996,000円（消費税及び地方消費税相当額含む）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

4 事業者の募集及び選定について

公募型プロポーザル方式で実施します。受託を希望する事業者は、必要書類を提出期限までに提出してください。提案内容を審査のうえ、最も優れた能力を有すると認められる事業者（評価結果が最上位の事業者）を委託契約候補者として選定します。

5 公募型プロポーザル参加資格

応募する会社・団体は、次のすべての要件を備えていることが必要となります。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 山梨県物品等入札参加資格者名簿において登録業種として「調査・研究」に登載されている者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 地域振興、観光振興、集客等に係る本件業務に類似する調査、分析業務の履行実績を有すること。
- (6) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (7) 山梨県の指名停止期間中の者でないこと。

(8)山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

6 スケジュール

プロポーザル公告	令和3年10月8日(金)
現地確認会	令和3年10月18日(月)
参加申込書兼誓約書等提出期限	令和3年10月20日(水)17時まで
質問書提出期限	令和3年10月20日(水)17時まで
参加資格審査結果通知	令和3年10月22日(金)以降
質問書への回答期限	令和3年10月22日(金)17時まで
提案書等提出期限	令和3年10月28日(木)17時まで
提案書の審査会(プレゼンテーション)開催	令和3年11月2日(火)
審査結果通知、契約候補者特定	令和3年11月4日(木)以降

※ 現地確認会は希望者がある場合に実施します。希望者は10月15日(金)までに電子メールでお知らせください。なお、現地確認会では質問は受け付けません。質問がある場合は、質問書を提出期限までにご提出ください。

7 書類の提出について

(1) 提出書類

- ア 参加申込書兼誓約書(様式1)
- イ 事業者の概要(様式2)、パンフレット等
- ウ 業務実績書(様式3)

地域振興、観光振興、集客等に係る本件業務に類似する調査、分析業務の履行実績が確認できる契約書の写し、仕様書の写しなどを添付してください。添付する資料は内容(契約書の写しにおいては契約名称、契約日、契約期間、発注者・受注者名称など、仕様書の写しにおいては業務内容など)が確認できる一部分でも可とします。

エ 提案書(様式4)

「丘の公園の収益最大化に向けた調査検討業務委託仕様書」の業務の内容を踏まえたうえで、業務実施体制、配置要員経歴、業務実施方針、調査・検討方針及び業務スケジュールを記載してください。

オ 見積書(参考様式)

参考様式を参考にして、見積書を作成してください。

※書類のサイズはA4とします。A3を使用する場合は折りたたんでください。

(2) 提出部数

6部(正1部、写し5部)

(3) 提出期限

- ア 参加申請書兼誓約書等(様式1、様式2、様式3、パンフレット等)
令和3年10月20日(水)17時まで(必着)

※参加資格審査結果は、令和3年10月22日(金)以降、すべての申請者に対して、メール及び電話により連絡します。

- イ 提案書等(様式4、見積書)

令和3年10月28日(木)17時まで(必着)

(4) 提出場所

山梨県企業局総務課(山梨県庁北別館5階)

(5) 提出方法

直接持参または郵送等（到達確認ができるもの）により提出してください。

8 質問の受付と回答

(1) 受付期間

令和3年10月8日（金）から令和3年10月20日（水）17時まで

(2) 受付方法

質問書（様式5）を電子メールにより問合せ先に提出してください。

電話による質問は受け付けません。

(3) 回答方法

質問及び回答は令和3年10月22日（金）17時までに山梨県企業局総務課のホームページに掲載することにより、参加者全員に周知します。

9 審査

(1) 審査会

提案内容について、「丘の公園の収益最大化に向けた調査検討業務委託事業者選定審査会」を設置して審査します。見積額は、「3委託費の上限額」の範囲内としてください。参加資格を満たさない事業者の提案書及び提出書類の条件を満たさない事業者の提案書は無効となり、審査の対象とはなりません。また、審査の対象となる提案が1者のみであった場合、審査会の開催を省略することがあります。

なお、評価点の合計が、審査書の合計得点に審査員の人数を乗じた点数の6割以上を最低基準とし、最低基準を満たさない場合は選定しません。

(2) 評価基準

区分	評価項目	評価の視点	配点
業務遂行能力	業務遂行能力	① 同種業務の受託実績があり、本件業務の遂行に有益な知見、ノウハウを有しているか。	5
	実施体制	② 事業を効果的に実施できる体制が整っているか。	5
	事業者適格性	③ 組織の規模、財務状況、想定スケジュールなどから、本件業務を効果的・効率的に遂行できる能力を有しているか。	5
業務内容	全体設計	④ あり方検討委員会の提言及び企業局の今後の取組方針を十分理解し、本件業務の目的、業務内容、留意事項などを踏まえた実現性のある提案となっているか。	10
	既存事業の評価・分析、今後の取り扱い	⑤ 既存事業の実態等を踏まえ資産価値の最大化に向けた実現性の高い提案が期待できるか。	15
	新事業等の提案	⑥ 資産価値の最大化に向けた実現性の高い新たな事業や収益改善策の提案が期待できるか。	15

区分	評価項目	評価の視点	配点
業務内容	無料開放施設	⑦ 無料開放施設の有効活用に向けた実現性の高い提案が期待できるか。	10
	指定管理者の要件	⑧ 各施設の状況に応じた望ましい指定管理の方法及び指定管理者の要件（業務内容、人員、体制等）に関する提案が期待できるか。	10
	キャッシュフロー予測	⑨ 今後20年間のキャッシュフロー予測（年度別、事業別及び20年間合計）の明示が期待できるか。	15
	納付金額	⑩ 県企業局への納付金について、適正な額の提案が期待できるか。	5
見積書内容	見積金額	⑪ 計算式 ※少数点以下第1位を切り捨て 配点×応募者中の最低価格／応募者の提案価格	5
合 計			100

・業務遂行能力の評価について

評価点は各配点に対して、評価内容に応じた係数を乗じて算出します。

評価	A	C	E
係数	1.0	0.5	0
評価内容	評価の視点の要件を十分満たしている	評価の視点の要件を満たしている	評価の視点の要件を満たしていない

【例】業務実績の評価内容が「評価の視点の要件を十分満たしている」のとき
業務実績の評価点は $5 \times 1.0 = 5$ （点）

・業務内容の評価について

評価点は各配点に対して、評価内容に応じた係数を乗じて算出します。

評価	A	B	C	D	E
係数	1.0	0.75	0.5	0.25	0
評価内容	特に優れている	優れている	平均的	劣っている	特に劣っている

【例】業務内容の評価内容が「優れている」のとき業務内容の評価点は $15 \times 0.75 = 11.25$ （点）

※各委員の評価結果を集計して、その合計点で提案書を評価します。

(3) プレゼンテーションの日程等

- ・日時 令和3年11月2日（火）予定 ※時間は各事業者に対して個別に連絡します。
- ・場所 山梨県庁 防災新館403会議室（予定）
- ・企画提案の所要時間
プレゼンテーション 20分間
審査委員による質疑 約10分間
- ・その他

提案内容の説明は、業務の主たる担当者が行う。また会場への入室は必要最小限

とし、説明補助者のオンライン参加を認めることとする。この場合に必要となる資機材は事業者側が用意する。なお、会場には山梨県企業局がプロジェクターを用意する。

10 選定結果の通知

全ての事業者に対して選定結果を通知し、受注者として決定した者の名称を山梨県企業局総務課のホームページで公表します。なお、審査の経緯は公表しません。

11 契約手続きについて

- (1) 契約候補者に選定された者と山梨県企業局との間で、内容の詳細について協議を行い、協議が整った場合に、随意契約により契約を締結します。
- (2) 契約候補者に選定された者との協議が整わない場合、または契約候補者に選定された者が契約締結までの間に「5公募型プロポーザル参加資格」の要件を満たさなくなった場合は、次点の事業者と契約に向けて協議を行います。
- (3) 事業実施にあたっては必ず山梨県企業局と協議を行いながら進めるものとし、契約後の変更については、その都度協議することとします。

12 その他

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出期限以降は、書類の差替え及び再提出はできません。
- (3) プロポーザル参加に係る費用については、事業者の負担となります。
- (4) 契約保証金は免除します。
- (5) 書類の提出、問合せ等は平日9時から17時までとし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
- (6) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。
- (7) 災害等、不測の事態が生じた場合は、本業務に係る手続きを延期することがあります。

13 問合せ先

担当部署 : 山梨県企業局総務課経営企画担当 丹澤、鶴田、坂本

住所 : 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

電話 : 055-223-5394

FAX : 055-237-8162

電子メール : kigyosom@pref.yamanashi.lg.jp